

佐伯久良麻呂は佐伯に住んだか

中 林 幸 夫

(会員 香川県綾歌郡国分寺町)

前号第一六八号の宮下良明氏の「地名佐伯」を読んで、佐伯の起源は佐伯久良麻呂が、神護景雲元年、豊後守となつて海部の郡に任ぜられ威を振り、のちにこの地へ佐伯院、佐伯荘が設けられたということではないかとのことについて、私も佐伯にいたころは、市史等多くの書物に書かれていることから、そのように思いこみ、久良麻呂は日本の草創期に出てくる古い人物のように思つていたが、国司に関する資料等を見ていると記録にはつきりと残っている人物であることがわかつた。

そこで、宮下氏掲載記事等を参考にして、佐伯久良麻呂像を考えるため、資料等をわかりやすく整理してみると次表のようになった。

	西暦	
	六〇四	聖徳太子 一七条憲法制定
	六〇七	小野妹子 遣隋使として海を渡る
	六四五	大化の改新
	六七六	人麻呂、赤人ら万葉歌人活躍
	七〇一	大宝律令完成
	七二二	太安万呂 古事記奉呈
	七一七	阿倍仲麻呂ら唐に留学
	七四一	全国に国分寺、国分尼寺建立の詔出る
	七四三	大仏建立の詔出る(七五二) 大仏開眼
	七五〇	佐伯宿禰久良麻呂 経歴
	七六四	天平勝宝二年四月 「美濃国司解」に正七位上、少掾として署名
	七六七	天平宝字八年十月 藤原朝臣仲麻呂追討の功により正六位上から従五位下に昇叙
	七七一	神護景雲元年八月二日 豊後守に任ぜられる
	(七七四)	民部少輔に任ぜられる (空海誕生)
	七七四	宝亀 五年一月 従五位上を授けられる
	七七六	宝亀 五年七月 近江介となる
	七七七	宝亀 七年五月 陸奥鎮守権副將軍を兼ねる
		宝亀 八年十二月 陸奥鎮守將軍、紀朝臣広純の奏言によれば出羽国の軍が志波村の賊に敗れたので、久良麻呂を鎮守権副將軍に任じ、出羽国を鎮めさせた

七七八 宝龜 九年二月 春宮亮（皇太子の住む宮殿をまもる長官を補佐する官職）となる

〃 宝龜 九年九月 征夷の功により従五位上、勲七等から、正五位下、勲五等に昇叙

七八一 天応 元年一月 正五位上を授けられる

七八一 〃 〃 四月 従四位下を授けられる

〃 〃 〃 五月 中衛中将に任ぜられる

七八二 延暦元年二月七日 丹波守となる

〃 六月二〇日 丹波守兼任のまま、衛門督となる

七八四 〃 三年五月 遷都に備え、藤原朝臣小黒麻呂らとともに山背国乙訓郡長岡村を視

察

七八五 〃 四年八月 従四位上を授けられる

七八六 〃 五年一月 左京大夫となる

〃 五年九月 大和国班田右長官となる

表を見て考えられることは、最初に登場したのが、七五〇年（天平勝宝二年）でこのときの職位が少掾（正七位上）であるから、国司庁の三等官（守・介・の次に掾）であることから役人としては経験年数も少なく二十代の若者であったと思われる。

それから、十四年が経過した、七六四年（天平宝字八年）に藤原朝臣仲麻呂追討の功により、正六位上から従五位下に昇叙し、七六七年（神護景雲元年）に豊後守に

任ぜられ、豊後の国司として赴任している。最初に登場した時が二十才であったと仮定すると十七年が過ぎ三七才になっている。

それから、七七一一年（宝龜二年）までの四年間、豊後守を勤めていたことを考えると久良麻呂が佐伯に住んでいたとすれば、四十才前後であったことになる。

国司の任期は、「大宝令」で六年としていたが、七〇六年（慶雲三年）四年に改め、七五八年（天平宝字二年）令制に復したが、七七七年（宝龜八年）再び四年とし、九州諸国のみ五年とした、と記録があり、この任期は最長の任期を決めているようで短いものも多い。

また、国司の職階、人員配置表を見ると、久良麻呂が豊後の守に任ぜられたとき、従五位下であったことから、豊後国は大国に次ぐ上国で、国司庁の役人数は

守 一人 従五位下

介 一人 従六位上

掾 一人 従七位上

目 一人 従八位下

史生 三人

の七人で、雑用人夫等はいたと思われるが規模的には大

きなものではない。

国司の職掌はというと

国司の長官、守は管内の神社

戸口（戸数と人口）

簿帳

百姓を字養（いつくしみやしなう）し、農桑を勧め課

せ所部を糺察すること

貢奉（地方のすぐれた人材を中央に推薦する）

孝義

田宅

良賤（一般人と奴・婢）

訴訟

租調

倉廩（人は生活が豊かになると礼儀をわきまえるよう

になる）

徭役（人民に課せられた国家に対する義務的労働）

兵士

器仗（武器）

鼓吹

郵駅

伝馬

烽候

城私牧

公私の馬牛

闕遺（道に落ちていて持主のわからないもの）

雑物

および、寺、僧尼の名籍

のことを掌る。

特に陸奥、出羽、越後等の国は、それ以外に饗給、征

討、斥候を掌り、壹岐、対馬、日向、薩摩、大隅等の国

は、別に、鎮捍、防守および蕃客の帰化を掌る。

また、三関国（伊勢、美濃、越前）は、関割および関

契のことを掌る。

もとより、長官として国内を惣判することはいうまで

もない。

次官は介であり、長官たる守を補佐し、守が不在のと

きはその代行を勤める。

判官は掾であり、国内を糺判するほか、文案を番署

し、稽史を勾え、非違を察することを掌る。

主典はすなわち目で事を受けて上せ抄し、文案を勅

署し稽史を検出し公文を読み申すことを掌る。(以上、
国史大辞典)

と職務が決められており、任期中は多忙であったと伺える。

それに、久良麻呂が初代の国司であれば、自分の思うようになったかもしれないが、豊後国の国司としては第九代目であり、当時、中央政権の命令を受けて派遣されている者としては、規則、因襲は破れなかつたと思われる。

豊後国の国司庁は、現在の大大分市古国府にあったと云われており、このようなことを考え併せると、国司庁から遠く離れた佐伯の地に住んでいたとは考えられないことになる。

其の後も、久良麻呂は順調に階位を上げて出世し、七八六年(延暦五年)大和国班田右長官となった記録が最後で終わっている。

最初に登場したときから三六年が経過しており、六十才近くになっている。この頃に、定年制があつたかどうかはわからないが、退任の時期であろう。

久良麻呂の経歴を見ると、追討とか、鎮守権副將軍と

か、中衛中將とか、衛門督とかで菅原道真公のような行政職的な役人ではなく、武勇をもって立身出世した長身大柄な体軀の勇壮な人物であつたと想像したい。

そして気にかかるのは、宮下氏の記事の中にもある、海部郡に住して威を振り、のちにこの地に佐伯院、佐伯荘が設けられたというくだりの、威を振りとは、重税を課したか、産物等を要求して中央政権へめざましく貢納して出世の道を開いたのではないだろうか。都への献上品の中には干アワビ等が喜ばれた記録もあることから佐伯方面にそれを求めたかもしれない。

豊後の他の国司の転出先を調べてみたが、久良麻呂ほど出世した者はいないようである。

結論的にみて、律令制の確立していた時代、国府を遠く離れて佐伯の地に住んだとは思われない。

佐伯の地名は、最後の梅牟礼城主、佐伯惟治の系統である先祖の佐伯氏が定住したことからとみる方が妥当ではないだろうか。

この稿を書くにあたり調査中、国司の中に藤原・安倍姓が多く見うけられ、南郡の海岸部には藤原・安倍姓が

多く所在していたことを思い出し、もはや、ご落胤の末裔ではとなく思いました。

首すくめ 波間春待つ 浜千鳥



武官装束 五位
平安朝時代中葉以後

五位武官束帯



布衣

